



平成 23 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名：株式会社 fonfun
代表者名：代表取締役社長 三浦 浩之
(JASDAQ コード番号：2323)
問合せ先：執行役員 林 和之
(TEL：03-5357-0303)

一時取締役選任申立取下げに関するお知らせ

当社は、平成 23 年 4 月 7 日付「代表取締役及び取締役の辞任に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、取締役 3 名の辞任に伴い、取締役に欠員が生じることから、会社法第 346 条第 2 項に基づき東京地方裁判所に一時取締役選任の申立てを行っておりましたが、本日開催の監査役会において、下記の理由により申立てを取下げること決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 一時取締役選任申立て取下げの理由

平成 23 年 4 月 7 日の申し立て手続きの開始時点では、平成 23 年 6 月 28 日開催予定の当社第 15 回定時株主総会の開催までに東京地方裁判所により一時取締役の選任がなされるとの見込みでした。しかしながら現時点でまだ一時取締役選任の決定はなされておらず、一時取締役の選任が定時株主総会までになされる見込みが極めて低くなっております。

また当社は、当社第 15 回定時株主総会にて新たに取締役 5 名を選任する議案を提出することを決定しており、当該株主総会後は取締役が欠けた状態が解消される見込みです。

以上の状況を鑑み、当社は一時取締役選任の申し立ての意義がなくなったと判断したため、申し立てを取り下げることといたしました。

2. 今後の対応について

一時取締役選任の申立ては取下げますが、当社は、第 15 回定時株主総会にて新たに取締役 5 名を選任する予定でございます。今後はこのような状態が再度発生しないように役員員の員数確保とコーポレートガバナンス体制の整備・強化に取り組んでまいります。

また、代表取締役三浦浩之及び取締役佐藤充並びに取締役津田真吾については、現在、会社法上の権利義務取締役としてその地位が存続しておりますが、当社第 15 回定時株主総会にて新たに取締役に選任された時点で権利義務が消滅することとなります。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

以上